

酒広組事発第112号  
令和8年2月16日

酒田地区広域行政組合

監査委員 大石 薫 様  
監査委員 石川 武利 様

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢口 明子  
(公印省略)

### 定期監査結果に対する措置等について

令和8年1月26日付酒広組監発第26号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

### 記

#### 指摘事項

##### 【支出事務】

##### ○債権者を誤って支払ったもの

A社へ支払うべき車両修繕等の費用46,717円を、誤ってB社に令和6年11月20日に支払った。B社から指摘を受け、令和6年11月28日に当該金額を市の口座へ戻入処理し、正当な債権者であるA社に対しては令和6年11月25日に支払った。

このことは、酒田地区広域行政組合の事務に対する信頼を損なうものであり、今後は担当者のみならず、決裁過程においても請求書や振込先の内容を十分に確認し、適切な事務処理を徹底すること。

##### ■措置内容（消防本部予防課）

本件は、振込手数料削減のため複数件をまとめて支払処理した際、請求書の確認が不十分であったことにより、支払先を誤ったものです。判明後、速やかに出納課へ連絡し、指示に基づき誤払額の回収および戻入処理を行うとともに、正当な債権者への支払処理を実施しました。

今後同様の誤りを防止するため、次の再発防止策を徹底します。

- ・まとめて伝票処理を行う場合でも、請求書を業者別に整理（ファイル分け）し、伝票入力担当者へ確実に引き継ぐ。

- ・伝票決裁時は思い込みを排し、請求書を1枚ずつ、債権者名・支払金額・振込先等を慎重に確認する。

## **注意事項**

### **【事務事業】**

#### **○事務決裁規程に違反しているもの**

工事に関する業務委託や物品の購入に係る契約伺の決裁責任者は、酒田地区広域行政組合事務決裁規程第2条及び第3条の規定により、予定価格の額に応じて区分されている。しかし、決裁責任者を予定価格ではなく、契約額を基準に手続を進めた事例があった。

酒田地区広域行政組合事務決裁規程にのっとり適正な事務執行を行うこと。

#### **【内容】**

- ・令和6年度 汚泥再生処理センター整備に係る発注支援業務委託  
決裁すべき者：事務局長  
決 裁 者：施設主幹
- ・令和7年度 液化酸素の購入  
決裁すべき者：副管理者  
決 裁 者：事務局長
- ・令和7年度 ポリマー（カチオン系）の購入  
決裁すべき者：事務局長  
決 裁 者：施設主幹

#### **■措置内容（事務局管理課）**

すべての案件について、本来の決裁者に決裁していただきました。

今後、専決区分を十分確認し、起案するようにいたします。

#### **【契約】**

#### **○契約書の引用条項が誤っているもの**

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、契約書書式は引用条項を修正した新版が契約検査課掲示板に掲示されたが、修正前の書式で作成されている契約書があった。そのため、「談合等に係る契約解除」に関する引用条項に辻褃が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

#### **【内容】**

- ・令和7年度 し尿処理施設反応槽ほか清掃点検業務委託

#### **■措置内容（事務局管理課）**

今後すべての契約締結の際に、最新の書式を確認いたします。

また、ご指摘のあった業務委託の契約書の書式については、引用条項の部分を修正したデータを保存しました。

### ○契約書どおりの履行確認が行われていないもの

令和7年度に締結されたデジタル無線施設保守業務委託契約について、契約書第2条で「月毎の委託業務（上期（4～9月）及び下期（10～3月）の委託業務）を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書等を提出しなければならない。」「委託者は、前項の業務完了報告書等を受領したときには、その日から起算して10日以内に処理した業務について検査を行わなければならない。」と定めている。しかし、契約書どおりの履行を確認したことを示す業務完了報告書等はなかった。

今後は契約書にのっとり適切な履行確認を行うこと。

### ■措置内容（消防本部通信指令課）

業務委託業者から受領した書類については、契約書の内容を十分理解したうえで、履行状況を遅滞なく確認します。また、職員個人だけで処理せず、書類の所在を明確にしておき、課内での共有を徹底します。

### 【重要物品の状況】

#### ○決算関係書類である「財産に関する調書」への記載が漏れていたもの及び誤っていたもの

令和4年12月14日に納入された「メインストレッチャー（松山分署）」及び令和5年12月25日に納入された「ストレッチャー（平田分署）」について、令和6年度決算関係書類である「財産に関する調書」への登載が漏れていた。また、生体情報モニターの数量については11台と記載すべきところを12台と誤って記載し、自動人工呼吸器についても1台のところを2台と誤記していた。

令和7年度の決算では、これらの遺漏がないように調書を作成するとともに、定期的な現況確認などにより適正な物品管理を行うこと。

### ■措置内容（消防本部総務警防課）

備品台帳や固定資産一覧表と照らし合わせ、記録内容の整合性を確認します。

生体情報モニターについては、決算資料調査日以降の廃棄手続きが行われたことが原因で不一致が生じたため、今後は備品の所管換えや廃棄に関する手続きを都度遅滞なく実施し、併せて、関係資料の修正を行います。